

---

## 第2回 大山町議会定例会会議録（第5日）

平成26年3月25日（火曜日）

---

### 議事日程

平成26年3月25日（火曜日）午後1時 開議

#### 1 開議宣告

- |        |          |                                 |
|--------|----------|---------------------------------|
| 日程第 1  | 議案第 7 号  | 大山町保育所条例の一部を改正する条例について          |
| 日程第 2  | 議案第 8 号  | 大山町社会体育施設条例の一部を改正する条例について       |
| 日程第 3  | 議案第 9 号  | 大山町過疎地域自立促進計画の変更について            |
| 日程第 4  | 議案第 10 号 | 大山町一の谷・大谷・下榎原辺地に係る総合整備計画の策定について |
| 日程第 5  | 議案第 11 号 | 大山町赤松辺地に係る総合整備計画の策定について         |
| 日程第 6  | 議案第 12 号 | 大山町神田・渡道辺地に係る総合整備計画の策定について      |
| 日程第 7  | 議案第 13 号 | 大山町退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画の策定について     |
| 日程第 8  | 議案第 14 号 | 大山町豊房辺地に係る総合整備計画の変更について         |
| 日程第 9  | 議案第 15 号 | 町道路線の認定について（町道夕陽の丘神田線）          |
| 日程第 10 | 議案第 16 号 | 町道路線の変更について（町道番田線）              |
| 日程第 11 | 議案第 17 号 | 町道路線の廃止について（町道豆谷線）              |
| 日程第 12 | 議案第 18 号 | 町道路線の認定について（町道豆谷1号線）            |
| 日程第 13 | 議案第 19 号 | 町道路線の認定について（町道豆谷2号線）            |
| 日程第 14 | 議案第 20 号 | 町道路線の変更について（町道旧奈和北線）            |
| 日程第 15 | 議案第 23 号 | 平成26年度大山町一般会計予算                 |
| 日程第 16 | 議案第 24 号 | 平成26年度大山町土地取得特別会計予算             |
| 日程第 17 | 議案第 25 号 | 平成26年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算      |
| 日程第 18 | 議案第 26 号 | 平成26年度大山町開拓専用水道特別会計予算           |
| 日程第 19 | 議案第 27 号 | 平成26年度大山町情報通信事業特別会計予算           |
| 日程第 20 | 議案第 28 号 | 平成26年度大山町夕陽の丘神田特別会計予算           |
| 日程第 21 | 議案第 29 号 | 平成26年度大山町簡易水道事業特別会計予算           |
| 日程第 22 | 議案第 30 号 | 平成26年度大山町国民健康保険特別会計予算           |
| 日程第 23 | 議案第 31 号 | 平成26年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算        |
| 日程第 24 | 議案第 32 号 | 平成26年度大山町後期高齢者医療特別会計予算          |
| 日程第 25 | 議案第 33 号 | 平成26年度大山町介護保険特別会計予算             |

- 日程第 26 議案第 34 号 平成 26 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 27 議案第 35 号 平成 26 年度大山町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 28 議案第 36 号 平成 26 年度大山町風力発電事業特別会計予算
- 日程第 29 議案第 37 号 平成 26 年度大山町温泉事業特別会計予算
- 日程第 30 議案第 38 号 平成 26 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 31 議案第 39 号 平成 26 年度大山町索道事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 40 号 平成 26 年度大山町水道事業会計予算
- 日程第 33 議案第 57 号 大山町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 34 請願第 1 号 「特定秘密の保護に関する法律」(秘密保護法)の廃止を求める請願書
- 日程第 35 陳情第 1 号 原子炉の再稼働に反対し、原子力に頼らないエネルギー政策への転換を求める陳情書
- 日程第 36 平成 25 年陳情第 11 号 地方財政の充実・強化を求める陳情
- 日程第 37 発議案第 1 号 「特定秘密保護法」の廃止を求める意見書の提出について
- 日程第 38 発議案第 2 号 原子炉の再稼働に反対し、原子力に頼らないエネルギー政策への転換を求める意見書の提出について
- 日程第 39 発議案第 3 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 日程第 40 議員派遣について
- 日程第 41 委員会の閉会中の継続調査について(総務常任委員会)
- 日程第 42 委員会の閉会中の継続調査について(教育民生常任委員会)
- 日程第 43 委員会の閉会中の継続調査について(経済建設常任委員会)
- 日程第 44 委員会の閉会中の継続調査について(広報常任委員会)
- 日程第 45 委員会の閉会中の継続調査について(議会運営委員会)
- 日程第 46 委員会の閉会中の継続調査について(議会基本条例調査特別委員会)

---

出席議員(16名)

- |              |                |
|--------------|----------------|
| 1 番 加 藤 紀 之  | 2 番 大 原 広 巳    |
| 3 番 大 杖 正 彦  | 4 番 遠 藤 幸 子    |
| 5 番 圓 岡 伸 夫  | 6 番 米 本 隆 記    |
| 7 番 大 森 正 治  | 8 番 杉 谷 洋 一    |
| 9 番 野 口 昌 作  | 10 番 近 藤 大 介   |
| 11 番 西 尾 寿 博 | 12 番 吉 原 美 智 恵 |

13番 岩井 美保子                      14番 岡田                      聰  
15番 西山 富三郎                      16番 野口 俊明

---

欠席議員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 ……………小谷 正寿              書記 ……………中井 晶義

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………森田 増範              教育長 ……………山根 浩  
副町長 ……………小西 正記  
教育次長兼学校教育課長 ……………齋藤 匠  
総務課長 ……………酒嶋 宏              社会教育課長 ……………手島 千津夫  
中山支所総合窓口課長 杉本 美鈴              幼児教育課長 ……………林原 幸雄  
大山支所総合窓口課長 門脇 英之              企画情報課長 ……………戸野 隆弘  
税務課長 ……………野間 一成              建設課長 ……………野坂 友晴  
農林水産課長兼農業委員会事務局長 ……………山下一郎  
水道課長 ……………白石 貴和              福祉介護課長 ……………持田 隆昌  
観光商工課長 ……………福留 弘明              保健課長 ……………後藤 英紀  
観光商工課参事 ……………齋藤 淳              人権推進課長…………松田 博明  
地籍調査課長 ……………種田 順治              住民生活課長 ……………森田 典子  
代表監査委員 ……………後藤 洋次郎              会計管理者…………岡田 栄

---

午後1時 開会

開議宣告

○議長（野口 俊明君） 3月定例会も、いよいよ本日が最終日となりました。本日は午前中に保育所の卒所式や名和保育所の閉所式がありましたので、午後からの開会となりました。ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1 議案第7号

○議長（野口 俊明君） これから日程第1、議案第7号 大山町保育所条例の一

部を改正する条例について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 7 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 7 号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 2 議案第 8 号

○議長（野口 俊明君） 日程第2、議案第8号 大山町社会体育施設条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 8 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 8 号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 3 議案第 9 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第3、議案第 9号 大山町過疎地域自立促進計画の変更について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（7番 大森 正治君） 議長、7番。

○議長（野口 俊明君） 7番 大森 正治君。

○議員（7番 大森 正治君） 議案第9号 大山町過疎地域自立促進計画の変更について反対の立場で討論をいたします。

この大山町過疎地域自立促進計画の変更部分は確か11カ所あると思いますが、このうち10カ所は、私も必要な変更部分と考えますが、1カ所について疑義があり問題のある変更部分と考えます。それはですね、大山町温泉活用促進助成事業

の部分です。昨年11月にオープンした大山の豪円湯院、この温泉水は下水道に排水しているのので、経費負担が重荷になっていると。そこで補助金制度を設けて事業者の負担を軽減するものです。この豪円湯院についてですが、日本海観光開発株式会社による温泉事業としてオープンし、今後の観光地大山の目玉として、観光振興に大きな役割を果たすと予想されます。ですから国立公園内という特殊条件も合わせ考えるならば、温泉利活用の促進を図るために、下水道料金の負担を軽減する方策を私は理解できないではありません。

ただですね、豪円湯院はあくまでも日本海観光開発株式会社という1民間会社、その施設であり、ここに補助金制度を設けるということは、公金によって特定の事業者を優遇することになるのではないかというふうに思います。大山にある他の旅館、ホテルの風呂水の下水には、補助金制度がないなかで、ここだけに補助金制度を設けるのは、公平の原則に反するというふうに思います。地元大山の住民の皆さんあるいは広く大山町民の皆さんの理解がないままにこの補助金制度を実施すれば、逆に地元に新たな問題を引き起こしかねませんし、それはひいては大山の観光振興にとってマイナスになるおそれがあるというふうに、予想します。ここは特定事業者への補助金制度の計画を白紙撤回し、再検討したほうが賢明だろうと考えます。そのため、本議案は、一旦否決すべきと思います。その上でこの補助金制度計画を除いて、必要な変更部分を直近の議会に再度上程しなおすほうがいいじゃないかというふうに考えます。皆さんの賛同を要請するものであります。以上この第9号への反対討論とします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第10号

○議長（野口 俊明君） これから日程第4、議案第10号 大山町一の谷・大谷・下槇原辺地に係る総合整備計画の策定について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 10 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 5 議案第 11 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 5、議案第 11 号 大山町赤松辺地に係る総合整備計画の策定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 11 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 6 議案第 12 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 6、議案第 12 号 大山町神田・渡道辺地に係る総合整備計画の策定について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この議案に反対します。この計画の道路拡幅には理解しますが、トイレの整備は理解できません。今回新たにトイレが必要になった理由は、そもそもフットボールセンターを整備した際に一緒に作った公衆トイレの、時間当たりの最大流入量に見込み違いがあったのが原因ではなかったかと思えます。必要性は理解しますが、そのあたりの反省のないままに下水本管のないあの場所で、新たな公衆トイレを作ることは、再び同じような過ちを犯す可能性があるので、この議案に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 12 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 7 議案第 13 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 7、議案第 13 号 大山町退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画の策定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 13 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 8 議案第 14 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 8、議案第 14 号 大山町豊房辺地に係る総合整備計画の変更について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 14 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 9 議案第 15 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 9、議案第 15 号 町道路線の認定について（町道夕陽の丘神田線）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 15 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 10 議案第 16 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 10、議案第 16 号 町道路線の変更について（町道番田線）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 16 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 11 議案第 17 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 11、議案第 17 号 町道路線の廃止について（町道豆谷線）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 17 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕



○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 12 議案第 18 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 12、議案第 18 号 町道路線の認定について（町道豆谷 1 号線）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 18 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 18 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 13 議案第 19 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 13、議案第 19 号 町道路線の認定について（町道豆谷 2 号線）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 19 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 14 議案第 20 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 14、議案第 20 号 町道路線の変更について（町道旧奈和北線）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 20 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 15 議案第 23 号～日程第 32 議案第 40 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 15、議案第 23 号 平成 26 年度大山町一般会計予算から、日程第 32、議案第 40 号 平成 26 年度大山町水道事業会計予算まで、計 18 議案を一括議題とします。

平成 26 年度予算審査特別委員会の審査結果の報告を求めます。委員長 西尾 寿博君。

○平成 26 年度予算審査特別委員長（西尾 寿博君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 西尾委員長。

○平成 26 年度予算審査特別委員長（西尾 寿博君） 平成 26 年 3 月 7 日平成 26 年第 2 回大山町議会定例会において設置された議員全員による平成 26 年度予算審査特別委員会に付託された予算の議案について審査したので、会議規則第 77 条の規定により下記のとおり報告します。

事件名、議案第 23 号 平成 26 年度大山町一般会計予算、  
議案第 24 号 平成 26 年度大山町土地取得特別会計予算  
議案第 25 号 平成 26 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算  
議案第 26 号 平成 26 年度大山町開拓専用水道特別会計予算  
議案第 27 号 平成 26 年度大山町情報通信事業特別会計予算  
議案第 28 号 平成 26 年度大山町夕陽の丘神田特別会計予算  
議案第 29 号 平成 26 年度大山町簡易水道事業特別会計予算  
議案第 30 号 平成 26 年度大山町国民健康保険特別会計予算  
議案第 31 号 平成 26 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算  
議案第 32 号 平成 26 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第 33 号 平成 26 年度大山町介護保険特別会計予算  
議案第 34 号 平成 26 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算  
議案第 35 号 平成 26 年度大山町公共下水道事業特別会計予算  
議案第 36 号 平成 26 年度大山町風力発電事業特別会計予算  
議案第 37 号 平成 26 年度大山町温泉事業特別会計予算

議案第 38 号 平成 26 年度大山町宅地造成事業特別会計予算

議案第 39 号 平成 26 年度大山町索道事業特別会計予算

議案第 40 号 平成 26 年度大山町水道事業会計予算

2 番、事件の内容 平成 26 年度各会計当初予算の審査、

3 番、審査の経過及び審査の結果、付託を受けた 18 議案について、分科会方式により、平成 26 年 3 月 11 日・12 日・13 日の 3 日間審査を行うとともに、20 日に全体会を委員全員で行なった。

その結果、付託された 18 議案すべてを可とすべきものと決した。

付帯意見、総論、平成 26 年度の一般会計予算額は、総額 99 億 4,000 万円で、対前年度比 1,000 万円増、0.1%の増である。

永年の懸案であった山陰道の中山・名和間 8.6 キロが開通し、併走する国道 9 号の迂回路を確保。事故や積雪などで発生していた通行止めや渋滞のリスク分散が見込まれる。また、県内の高速化が図られ島根県との観光連携の強化にも期待が高まっている。一方、7 割の車両が山陰道に流れ商業面の影響は大きなものがあると思われ、対応策を求められている。

合併から 10 年目を迎え、新たな大山町総合計画「未来づくり 10 年プラン」の策定が進められる。また、20 年後の人口推計が 1 万 2,000 人と見込まれており、少子高齢化による医療費や社会福祉費等の増加が今後の課題である。

基金残高は、約 48 億 6,600 万円あるものの 27 年度からの合併算定替えの終了による地方交付税の大幅な減額などを踏まえ、簡素で効率的・効果的な行政システムを構築する必要がある、さらに徹底した行財政改革を推進し、スリムな自治体を目指す等の課題もある。

滞納問題では、滞納総額約 6 億円の半分にあたる 3 億円を抱える住宅新築資金等貸付金をはじめ、町税、国民健康保険税、住宅使用料、上・下水道使用料等の未収金がある。特に滞納分については、各関係課と滞納対策室との連携、債務・資産の実態把握、徴収実績のいずれにおいても十分であるとは判断し難い。差押えについても長年換価されていない状況にある。税の公平性を確保するためにも滞納整理システムの有効活用、滞納対策室との連携を強化し、計上予算に拘らず、前年以上の未収金の解消に向けて、より一層の努力を強く求める。

大山町の持つ資源に磨きをかけ、豊かで活力あるまちづくり、町民の安心・安全な暮らしの実現、災害に強いまちづくりを目指して、平成 26 年度予算執行にあたられたい。

各論、議案第 30 号 平成 26 年度大山町国民健康保険特別会計予算。平成 26 年

度当初予算の総額は 23 億 1,517 万円で、対前年度比 1 億 3,019 万円の減になっている。これは、医療費については前年を考慮し計上しているが、歳入のうち共同事業交付金が対前年度比 7,181 万円減の 2 億 3,299 万円と大きく減少し、歳入不足が 9,089 万円程度見込まれ、不足は、保険税で賄う予算になっている。

1 億円を留保する予定であった基金残高は、これまでの基金取り崩しにより 6,722 万円になる見込みで、今後の保険税額の緩和はむずかしい状況にある。なお、保険税額の決定は、平成 25 年分の所得が確定する本年 5 月に改めて再計算を行うことになっている。

疾病予防としての人間ドックの取り組みや、ジェネリック医薬品の使用率向上のための啓発等により、療養給付費抑制の取り組みを行うこと。

議案第 31 号 平成 26 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算。3 つの診療所を適正に管理運営する会計だが、平成 26 年度予算は、対前年度比 1,123 万円減の 3 億 6,844 万円になっている。

減額の要因として、3 診療所とも医業収入が減少し、全体で対前年度比 3,400 万円の減、特に後期高齢者外来診療報酬収入の減額が大きく、高齢者利用の減少傾向を如実に表わしている。

経営状況では、大山診療所の歳入不足が大きく目立ち、固定医の確保が喫緊の課題である。診療所経営にあたり、患者サービス向上や増患対策としての観点から、地域住民が来院しやすい時間帯などの動向を見極めた診療時間の設定などによる運営体制の見直しなどの改革や、在宅での医療提供の研究など、今後の適正な管理運営を行うこと。

議案第 38 号 平成 26 年度大山町宅地造成事業特別会計予算。本会計の歳入では、ナスパルタウン 3 区画分の計 1,725 万円を土地売払い収入として見込んでいるが、山陰道開通のこの機会をのがさずに、テレビコマーシャル等の販売戦略にさらに力をそそぎ、販売区画を増やすこと。以上です。

○議長（野口 俊明君） ただ今の平成 26 年度予算審査特別委員長の報告に対する質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論・採決を行います。討論・採決は、1 議案ごとに行います。

---

### 議案第 23 号

○議長（野口 俊明君） これから議案第 23 号 平成 26 年度大山町一般会計予算

について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） この一般会計予算に反対します。

この予算には少子化や定住化対策。産業振興や「未来づくり10年プラン」の策定など住民のための施策もたくさん盛り込まれています。しかし今回私が問題にしたいのは、保育所費です。先日人事異動が発表されましたが、保育所の正職員はプラス1、マイナス3で今年度より2名減でスタートします。この予算書にある人員では未満児に対し、非正規の方があの賃金で正職員と同じように責任を持たされ保育されるのかと思うと心が痛みます。保育の質の確保や、保育の継続性を担保するために、嘱託職員の正規化や新規の採用を増やすべきではないでしょうか。

また本来なら、国保診療所特別会計で見るべき工事費を社会福祉費施設費で見たり、せっかく進学奨励金という給付型の交付金制度があるのに、特定の地区出身者しか使えないなど、多くの問題を抱えた予算なので、この一般会計予算に反対します。

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

○議員（7番 大森 正治君） 議長、7番。

○議長（野口 俊明君） 原案に反対者の発言を許します。

○議員（7番 大森 正治君） はい、7番。

○議長（野口 俊明君） 7番 大森 正治君。

○議員（7番 大森 正治君） 平成26年度一般会計予算に反対の立場で討論します。

本予算には、県の保育料無償化等モデル事業を受けての保育料の軽減ないしは無料化、少人数学級協力金など、保育や学校教育において子どもたちの健やかな発達を促すための条件整備に配慮された予算、それから個人用住宅等改善助成事業に引き続く自己居住用建物助成事業のように、地域経済の活性化を促す事業、また脳ドッグをはじめとする各種検診による病気予防や介護予防の事業、町民参画の未来づくり10年プラン策定事業など評価できる予算や必要な予算も組まれているというふうに思います。

しかし、一方で、見直しをしなければならない予算として、同和対策関係の予算があります。同和対策関係の総予算は、例年と変わることなく、平成 26 年度も 1 億円以上計上してあります。例えば各種の部落解放人権同和教育の集会、大会参加の旅費 75 万円、町同和教育推進協議会補助金 400 万円、進学奨励交付金関係 143 万円、地区学習会補助金 240 万円、また固定資産税の減免等々があります。これらは同和地区を対象にした特別対策事業ですが、社会問題として部落問題は基本的に解決しているという現在においては、同和地区に限定した特別対策は見直すべきと考えます。

部落差別がある限り、同和対策事業を続けるという町行政の方針があり、これの是非を問うのは、タブーのような雰囲気さえあります。昨年、町長の名を語った悪質な差別はがき事件が起きました。これは当事者のみならず、町民全体の心を傷つけるものであり、絶対に許されることではありません。誰が行ったのか、何の目的で行ったのか、分からない犯行です。

同和対策を実施し続ければ、部落差別は完全に解消し、差別はがき事件のような事象が果たしてなくなるのでしょうか。私はむしろ逆のような気がしてなりません。同和対策事業を続けることは、逆にいつまでも同和地区というものを残すことになり、いつまでも同和地区と、同和地区外という関係に対立的に存続させることになります。国の同和対策事業が終了して 12 年。大山町も同和対策という特別な対策事業は終了して、同和地区も地区外もない対等平等、公平な関係を作ることが求められております。早急に同和対策関係の事業は見直すことを求めまして、本予算に反対するものです。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

○議員（15 番 西山 富三郎君） 15 番、賛成討論。

○議長（野口 俊明君） お待ちください。次に原案賛成者の発言を許します。

○議員（15 番 西山 富三郎君） 議長、15 番。

○議長（野口 俊明君） 15 番 西山 富三郎君。

○議員（15 番 西山 富三郎君） 賛成の立場で討論いたします。

平成 26 年度は、新大山町誕生 10 年目を迎えます。平成 18 年度に策定した大山町総合計画の理念に基づき、まちづくりを進めてきました。これまで取り組んできたことを土台とし、さらなる住民の皆さんの参画による未来づくり 10 年プランの策定を進めます。

町民が安心して暮らせる元気でにぎわいのあるまちを目指しています。アクション、チャレンジ、大山町、元気、安全、安心、安定を強化しようとするもので

あります。本予算の最重点テーマとして、3つの柱を定めています。

1つは、少子化・定住化対策、アクション。2つ目は産業振興アクション。3つ目は町民参画アクションであります。この柱は本町の特徴、大山の恵み、国立公園大山から日本海までの抱負な資源、産業、歴史、文化等を一層活かす次世代につなぐまちづくりであります。産業振興、地域活性化、子育て支援、福祉の充実、教育の振興を進化するものであります。圓岡議員と大森議員は、同和対策に反対いたしました。誠に遺憾であります。私は一般質問でも述べたとおり、世界人権宣言第1条には、すべてに人間は生まれながらにして、自由でありかつ尊厳と権利について平等である。人間は理性と良心とを授けられており、互いに同法の精神をもって行動しなければならないとうたっています。これこそが普遍的な人権概念であります。

さらに国際人権基準があります。第二次大戦後、諸国が守るべき人権基準を国際的に設定し、これを国際レベルと国内レベルの双方で実現とする国際人権保障制度が飛躍的に発展しました。この人権基準が国際人権基準と呼ばれるものであります。

それには、世界人権宣言、人種差別撤廃条約、アパルトヘイト禁止条約、女性差別撤廃条約、拷問禁止条約、難民条約、子どもの条約等々であります。

我が国においては、男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法、障害者基本法、障害者差別解消法、また愛の文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及および啓発に関する法律等があります。

世界の法律は条約があります。国には憲法があります。各種の条例が、法律があつて条例があります。このような中に生きている大山町の住民は、世界とは全く関係がなく、大きく地方を進めるべきであります。

したがいまして、この精神は、大山町の町政に、町民の性格に活かさなければなりません。国際人大山町であります。まちづくりは人づくりでもあります。大山の恵みを受け継ぎ、元気な未来を開くまち、これが新町発足以来のキャッチフレーズであります。人、自然、施設がまちの財産であります。子どもは自然の豊かな環境でこそ5感のはぐくまれます。人間性豊かな感性が期待できます。ふるさとの山や川、みどりと川の環境は、次世代の子どもたちに必要であり残さなければなりません。風力発電太空海号が、そのシンボルであります。地方議会には、与党野党が存在しません。町民から選挙で選ばれた町長と議員であります。そして自治行政は現場主義であります。現場には、必要な情報があり、精通した人がいます。町長と議員の氏名は町民の生命と財産を守ることであり、町民の幸福を

担保することであります。この予算の中にはそのような具体的なこうもうがあることは、諸君は十分に認識していると思います。

快適で笑顔あふれるやすらぎのまち大山、自然豊かで歴史の香るまち大山、支え合い励まし合い、人間尊重のうたう大山、執行部、議会、町民が協同して築かなければなりません。

平成 25 年度で退職されます職員の皆様、大変ご苦勞さんでございました。役場の職員は、職業人であり地域人であり家庭人であります。その経験を活かされ、第二の人生が豊かでありますようにお祈りいたします。森田町政の更なる発展と、住民自治の根幹を作りだす議員と議会の充実、町民各位のいやさかを祈念いたしまして、賛成討論といたします。よろしく申し上げます。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 23 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 23 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 議案第 24 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 24 号 平成 26 年度大山町土地取得特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第 24 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 24 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 議案第 25 号



○議長（野口 俊明君） 議案第 25 号 平成 26 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この予算に反対します。これまでの総務委員会に提出された資料の中で、滞納額約 3 億 1,600 万円の内、仕事の不振、本人の死亡、病気・けが、転職や退職による収入減などで、すでに約 2 億 2,000 万円が言わば問題のある滞納になっています。いまのままではこの問題を解決するための糸口が見えないので、この特別会計の予算に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認めこれで・・

[ 「議長、反対討論」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員（7 番 大森 正治君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 7 番 大森正治君。

○議員（7 番 大森 正治君） 私もこの平成 26 年住宅新築資金等貸付事業特別会計予算に反対をします。

と言いますのは、この住宅新築資金の貸付事業は旧同和地区の住環境を整備することを目的に、同和対策事業の一環として行われたものであります。低利の貸付で行われてきたわけですが、これは平たく言えば、住宅ローンです。ローンならば、貸した金銭は返す。返してもらう。債権者はそのために徴収業務に努力する。これは当たり前のことであります。

ところが、いろいろな事情があるにしても本予算の組み方には、大きな疑問、問題がある言わざるを得ません。具体的にいいますと、歳入で貸付金元利収入の現年度分は 543 万円見込んであります。しかし、これは予定返済額の 5 割しか見込んでないということでありまして。しかも昨年が 7 割見込んでありましたから、2 割ものダウンです。

また、過年度分の予定返済額は、滞納額 3 億円の僅か 2.3%の 724 万円しか見込んでありません。これも昨年度よりダウンした徴収見込みとなっています。このような予算の組み方は、適正とは言えませんし、また現年度分の当然計上しなければならぬ予算の半分しか、計上されていないということは、徴収業務に努力

しないということを宣言しているようなものではないでしょうか。このような予算をこのまま認めるわけにはいきません。よって私はこの本予算に反対します。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（12番 吉原 美智恵君） 12番。

○議長（野口 俊明君） 12番 吉原 美智恵君。

○議員（12番 吉原 美智恵君） 私は新築資金の事業特別会計予算の賛成の立場で討論いたします。

先ほど大森議員、圓岡議員が言われました。確かに借りたものは返さねばなりません。しかし、新築資金がこの今までこげついたということはですね、その時の当時の状況をまずきちんと正確に知ることが大事かと思います。この事業は、国の事業で行われ、実際に行政が村のなかの環境改善のために手を付けたものであります。

普通はですね、私たちは家を建てる時は、銀行に申し入れ、ローン返済の計画を立てます。そして銀行もローン返済の能力があるかどうか確かめお金を貸します。そここのところからして、村の環境改善のために河原に出たり、道路拡幅するために家を移転したり、そういう事業をまずしなければならなかった。そして、ローン返済能力あるなしに関わらず、家はとにかく移転せねばならないということで、返済計画もないままに、行政も進めた経緯があります。当然、返して行かなければなりません。その当時の金額にしても、日ごろ定職のない方たちが、返す能力があったかどうか、そのことについてもはじめからなかなかこの住宅新築資金の問題はあったわけでありまして。

そして、今の現状がですね、定職もなく、また1万円ずつ返しているような状況でもあります。ですので、予算の審査の時にもありましたように、債務者や連帯保証人の高齢化、また相続による債務の分散化などによって、今の現状を鑑みた時に、継続して徴収に努めるべきではあります。今の現状では、この予算で妥当であると思います。

そしてまた、家を売って買い上げてもらう、そういうこともできない今の状況あります。そして、人権問題としては、家が抵当にも入らず、またお金を返すべく手段がないという現実があります。ですので、この予算については、今のところは継続して徴収に努める努力をしていただくということで、予算は可といたしたいと思います。以上です。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に反対者の発言を許します。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

○議員（14番 岡田 聰君） 議長、14番。

○議長（野口 俊明君） 14番 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 私はこの議案に賛成の立場から討論いたします。

住宅新築資金貸付事業は、劣悪な同和地区の住環境、道路環境を改善するために実施されました。それによって、地区は本当に大幅に環境が改善され、今ではどこよりも道路が広くなり、家も新しくなって非常に感謝しているところでございます。大山町で取り組まれたこの事業、新築資金、改修資金、宅地資金、合計で811件ございます。そのうちの滞納は12.1%、これの滞納の主な要因は、仕事を失ったり収入が減ったり、あるいは本人が死亡、それから病気になったりというような生活に困るような状況になって滞納が発生していると思われま

す。現在、平成8年度が最終貸付で、もう貸付は終わっています。最終返還、償還年度は33年でございますが、今の滞納している方々も返す意思は持って、少しずつでも生活を切り詰めながら変換に努力しているところと理解しております。

以上の点から、賛成といたします。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 議案第26号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第26号 平成26年度大山町開拓専用水道特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 26 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 議案第 27 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 27 号 平成 26 年度大山町情報通信事業特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第 27 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 27 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 議案第 28 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 28 号 平成 26 年度大山町夕陽の丘神田特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この特別会計の予算に反対します。

26 年度は一般会計繰入金と町債で約 2,300 万円が計上されていますが、この支出に見合うだけの費用対効果があるのか、そして本当にこの施設が町民のためになっているのか非常に疑問に思うので、この特別会計の予算に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第 28 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案に賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 28 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 議案第 29 号

○議長（野口 俊明君） これから議案第 29 号 平成 26 年度大山町簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第 29 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 29 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（野口 俊明君） ここで 2 時となりました。休憩いたしたいと思います。再開は、14 時 10 分といたします。休憩いたします。

午後 2 時 休憩

---

午後 2 時 10 分 再開

#### 議案第 30 号

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。これから、議案第 30 号 平成 26 年度大山町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（7 番 大森 正治君） 議長、7 番。

○議長（野口 俊明君） 7 番 大森 正治君。

○議員（7 番 大森 正治君） 平成 26 年度大山町国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論します。

本当初予算は、前年度所得が確定する本算定前の予算とは言うものの、国保加入者の負担する国保税は、総額で前年度より、9,000 万円あまり増額する予算になっております。これは単純計算をしましても、国保税を 1 人当たり 1 万数千円引き上げることになります。これはあまりにも高がいな引き上げ額であると言わざ

るを得ません。しかも 3 年連続の国保税引き上げになるということが確実です。これでは、「国保加入者の理解が得られるものではありません。

しかも平成 26 年度予算の歳入には、国保基金からの繰り入れが項目にすら上がっていません。国保加入者の負担を少しでも、軽くしたいという行政当局の思いが感じられない予算となっています。

不足分は、とにかく保険税をあげて賄えばいいんだという感覚になっているのではないかと言わざるを得ません。国保税は高くて納めるのに四苦八苦している人が多い。また滞納せざるを得ない人が多く、税のなかでは滞納額が最も多い国保税であります。このことを考慮した予算になっておらず、収支の不足分をすべて国保加入者に負担を強いるような予算は、当初予算と言えども認めることができません。よって本予算に反対するものであります。

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（12 番 吉原 美智恵君） 議長、12 番。

○議長（野口 俊明君） 12 番 吉原 美智恵君。

○議員（12 番 吉原 美智恵君） 議案第 35 号の賛成意見を述べさせていただきます。

この健康保険税は、かねてから膨らむ一方の保険税であります。実際にですね、今単町で計算されているわけでもなく、広域で今運営もされておるところであります。ですので、今 5 月にあらためて、再計算を行うことになるわけですが、それまでに今この予測でありまして、そしてまた広域であるばかりですので、単町で計算ができないところでもあります。

お互いに不足を補いあう、そういう計算方法になっておりまして、歳入不足もこれは町が努力したとか、そういうことではありません。計算が不具合ということでもありません。

ですので本当に大きな問題ではあります、まだ基金の取り崩し問題とか、そういうこともまだ決まっておりません。そして 29 年度からは、県が一括管理する方向になっておりますので、国の施策変更も鑑みて、今のところの会計予算では可とすべきものと考えます。以上です。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に反対者の発言を許します。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この特別会計の予算に反対をいたします。

26 年度から人間ドックにも 750 人の定員を設け、定員を超えた場合抽選で対象

者を決定します。昨年の決算議会でも言ったように、国保料で集めたお金で疾病予防費を賄うには無理があります。これに見合う 2,490 万円は一般会計から繰り入れ、早期発見早期治療に努力すべきだと思いますので、この特別会計の予算に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（1 番 加藤 紀之君） 議長、1 番。

○議長（野口 俊明君） 1 番 加藤 紀之君。

○議員（1 番 加藤 紀之君） 私は賛成の立場で討論させていただきます。

さきほど大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算のからみですね、大森議員は住宅ローンは借りたものは返すべき、貸したものは返してもらうべきという話をされましたけれども、それ以上に税金というものは重いものだと私は考えております。ですので、当然受益者が負担をすべきだというふうに考えております。

このことに関しましては、先ほどの疾病予防の話に通ずるものがあると思います。一般会計から繰り入れるという方法は、受益者以外のところから負担を求めると、そういう形になりますので、国民健康保険の受益者以外からの負担を求めるといったやり方というのは、私は反対ですので、今回の予算には賛成させていただきたいと思います。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 30 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 30 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 議案第 31 号

○議長（野口 俊明君） 議案第 31 号 平成 26 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議長（4番 圓岡 伸夫君） この特別会計の予算に反対をいたします。

一般会計でも触れましたが、本来、国保診療所特別会計で見るべき工事費を社会福祉費施設費で見た上に、かかる光熱水費もその多くを保健福祉センター名和で見るとは、予算の執行の仕方に疑問を感じますので、この特別会計の予算に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 議案第32号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第32号 平成26年度大山町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 議案第33号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第33号 平成26年度大山町介護保険特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。



これから議案第 33 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。  
本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 33 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 議案第 34 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 34 号 平成 26 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第 34 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。  
本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 34 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 議案第 35 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 35 号 平成 26 年度大山町公共下水道事業特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第 35 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。  
本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 35 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 議案第 36 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 36 号 平成 26 年度大山町風力発電事業特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） この特別会計の予算に反対をいたします。

電気事業連合会のホームページを見ると、イギリスの再生エネルギー財団は2012年に陸上風力発電設備の耐用年数が、政府や業界による想定よりも短くなるとの調査結果を公表しています。これによると、陸上風力発電設備の耐用年数は従来見通しの二十から二十五年に対し、十から十五年程度にとどまるという結果になったとしています。

また北栄町では同じMD77という風車ですが、17年で計画をされています。今回、ピッチモーターの交換が予定をされていますが、昨年4月には三重県でピッチモーターの不具合が原因でナセル本体が地上に落下するという事故も起きています。いつ何があるかわからない状況では、早急に基金造成する必要があると思いますので、この特別会計の予算に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

○議員（8番 杉谷 洋一君） 議長、8番。

○議長（野口 俊明君） 8番 杉谷 洋一君。

○議員（8番 杉谷 洋一君） 私は委員長案に賛成の立場で討論させていただきます。

あのですね、圓岡議員。まあこの問題につきましてはね、総務常任委員会ですっきり議論したじゃないですか。それから全員のなかでの特別委員会の中でも、予算委員会のなかでも、しっかり議論したでないですか。あなた静かだったでないですか、その時はね。えらい今日は元気はつらつじゃないですか。

私はですね、先ほど圓岡さんが諸外国の云々話されました。まあそれは諸外国で、この大山町もですね、これ風力発電は20年間対応年数があるということをおっしゃってあります。それでですね、売電価格も去年から上がり、まあ圓岡さん心配のですね、この費用はどこから撤去費用ねん出するんだというようなことも委員会でも話したじゃですか。で、毎月去年から600万円積んでですね、これが終わる平成36年度2年前にはですね、これがもうすべてこれがお金がそこにしっかり溜まるので、あとは大山町が動けば動くほど、大山町の収益になるということがあったでないですか。

それで先ほど圓岡さんがね、いかにもピッチモーター云々が、これにも保険がかけてあるんです。保険というもんが。ね、何もなしにですね、動かすことは絶

対ないです。

それから例えばそういう不測の事態が発生したときには、大山町がですね 48 億の基金の残高もあります。それをしっかり使ってやれば別に心配することはひとつもありません。だけ保険対応もできるし、圓岡さんそこまで心配することはありません。よって委員長案に私は賛成いたします。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に反対者の発言を許します。ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 36 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 36 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 議案第 37 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 37 号 平成 26 年度大山町温泉事業特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 37 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 37 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 議案第 38 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 38 号 平成 26 年度大山町宅地造成事業特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第 38 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。  
本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 38 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 議案第 39 号

○議長（野口 俊明君） 議案第 39 号 平成 26 年度大山町索道事業特別会計予算  
について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第 39 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。  
本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 39 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 議案第 40 号

○議長（野口 俊明君） これから、議案第 40 号 平成 26 年度大山町水道事業会  
計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第 40 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。  
本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 40 号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第 33 議案第 57 号

○議長（野口 俊明君） これから日程第 33、議案第 57 号 大山町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） ただいまご上程いただきました議案第 57 号 大山町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が、平成 26 年 3 月 7 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されます。それに伴い大山町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給額の引き上げを行うものでございます。

本条例の施行日は、平成 26 年 4 月 1 日といたしております。以上で議案第 57 号の提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 57 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 57 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 34 請願第 1 号から日程第 36 陳情第 1 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 34、請願第 1 号 「特定秘密の保護に関する法律」（秘密保護法）の廃止を求める請願書についてから日程第 36、陳情第 1 号 原子炉の再稼働に反対し、原子力に頼らないエネルギー政策への転換を求める陳情書まで 3 件を一括議題とします。

審査結果の報告を求めます。総務常任委員長、杉谷 洋一君。

○総務常任委員長（杉谷 洋一君） 請願第1号 「特定秘密の保護に関する法律」（秘密保護法）の廃止を求める請願書、この法律は、昨年12月の国会で日弁連・マスコミ関係者・学者などが反対し、国民の多くが廃案や慎重審議を求める中で強行成立しました。何が秘密か知らされず、国民の知る権利が侵されるなど、憲法の基本原則を侵害する懸念が強い法律は廃止すべきである、という意見がありました。

一方で、国益を守るためには秘密を保護する法律が必要だという意見もありました。

採決の結果、採択3人、不採択2人で、採択と決しました。

平成25年陳情第11号 地方財政の充実・強化を求める陳情書、国の政策実現の手段として、地方交付税のカットが強制的に行われたことは、遺憾であり今後あってはならないことです。

地方自治体が、行財政改革によって歳出削減の努力を続けているなか、国は地域の必要な行政需要に応えるために、地方財政の充実・強化に努めるべきであります。

採決の結果、採択4人、趣旨採択1人で、採択と決しました。

陳情第1号 原子炉の再稼働に反対し、原子力に頼らないエネルギー政策への転換を求める陳情書、東日本大震災による東電福島第一原発の過酷事故から3年経ちました。ここから得られた教訓は、世界にもまれな地震国の日本にあっては、安全な原発はあり得ず、原発からの脱却であります。

使用済み燃料の処理を考えれば、エネルギー源を再生可能な自然エネルギーへ転換することが求められます。

採決の結果、採択3人、不採択2人で、採択と決しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（野口 俊明君） 以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

これから請願第1号 「特定秘密の保護に関する法律」（秘密保護法）の廃止を求める請願書について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の討論を許します。討論ありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。この請願に対する委員長の報告は採択です。  
この請願を委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立少数です。したがって、請願第1号は、不採択とすることに決定しました。

---

#### 平成 25 年陳情第 11 号

○議長（野口 俊明君） 平成 25 年陳情第 11 号 地方財政の充実・強化を求める陳情について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の討論を許します。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから平成 25 年陳情第 11 号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、平成 25 年陳情第 11 号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

---

#### 陳情第 1 号

○議長（野口 俊明君） 陳情第 1 号 原子炉の再稼働に反対し、原子力に頼らないエネルギー政策への転換を求める陳情書について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の討論を許します。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立少数です。したがって、陳情第1号は、不採択とすることに決定しました。）

---

### 日程第37 議員派遣について

○議長（野口 俊明君） 日程第37、議員派遣についてを議題とします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配布しておりますとおり、5月12日～19日姉妹都市提携をしていますアメリカのテメキュラ市との交流20周年記念式典に議会代表として野口俊明議長、吉原 美智恵議員の2人を派遣するものです。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣することに決定しました。

---

### 日程第38～41 閉会中の継続調査について

○議長（野口 俊明君） 日程第38、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第41、広報常任委員会の閉会中の継続調査まで計4件を一括議題にします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、経済建設常任委員会、広報常任委員会の各委員長から、常任委員会の所管事務について第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### 日程第42 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（野口 俊明君） 日程第42、議会基本条例調査特別委員会の閉会中の継続



調査についてを議題とします。

議会基本条例調査特別委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 日程第 43 委員会の閉会中の継続調査について（議会運営委員会）

○議長（野口 俊明君） 日程第 43、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、議会運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（野口 俊明君） ここで暫時休憩します。追加議案を用意しますので、しばらくできるまで休憩いたします。

午後 2 時 44 分 休憩

---

午後 2 時 55 分 再開

#### 追加日程第 1 発議案第 1 号

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

お諮りします。ただいま、総務常任委員長から、発議案第 1 号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 とし議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。

したがって発議案第1号を追加日程第1とし、議題とすることに決定しました。

---

### 発議案第1号

○議長（野口 俊明君） この際、追加日程第1、発議案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 総務常任委員委員長、杉谷洋一君。

○総務常任委員長（杉谷 洋一君） いよいよ本議会の最後の日程ということになりました。よろしくお祈りします。（拍手あり）ありがとうございます。

発議案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。平成26年3月25日提出 提出者 大山町議会総務常任委員会委員長 杉谷洋一。

提案理由のご説明をいたします。

平成25年12月6日総務常任委員会に付託され継続審査としていました陳情第11号 地方財政の充実・強化を求める陳情書について審査した結果、採択すべきものと決したので、ここに意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

地方財政の充実・強化を求める意見書、政府は、地方公務員給与の削減を強制し、地方の固有財源である地方交付税を国の政策実現の手段として用いたことは、地方自治および地方交付税法の本旨に反する極めて不適切な行為であり、二度とあってはならないことである。

この間地方は、長年にわたり国を上回る歳出削減努力を続け、東日本大震災からの迅速な復旧・復興や災害に強い地域づくり、雇用対策やセーフティネット対策など、増大する地域の行政需要に対応するために必死の努力を続けている。

については、地方財政の充実・強化および地方自治の確立の観点から、下記事項の実現に向けて、次のとおり対策を求める。

記、1. 社会保障分野の充実、農林水産業の再興、環境対策などの増大する地域の財政需要を的確に把握し、地方財政計画、地方交付税総額の実質的な確保をはかること。

2. 地域における経済情勢は依然として厳しいことから、地域経済の活性化や雇用対策の取り組みを実施するための措置として臨時的に設けられている、いわゆる歳出特別枠について減額を行わないこと。

3. 歳出特別枠は、実質的に地方自治体の安定的な財政運営に必要な財源となっ

ていることから、臨時的経費から経常的な経費への転換をはかること。

4. 地方財政において巨額の財源不足が見込まれることから、抜本的な対策を行うこと。

5. 合併特例法による市町村合併の算定特例の段階的終了を踏まえ、必要な対策を講じること。

6. 小規模自治体に配慮した段階補正の強化など、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の一層の強化をはかること。

7. 地方公務員給与費に係る地方財政計画、地方交付税の算定については、地方自治体との協議、合意のもとで算定のあり方を検討すること。

8. 地方交付税の算定について「行革努力」、「地域経済活性化の成果」に応じた算定方式の導入や2013年度の給与削減要請への対応状況に対する財政的制裁措置の導入などについては、地方固有の財源である地方交付税を使った地方公務員人件費削減に向けた政策誘導であり、今後厳に慎むこと。

9. 地方法人特別税・地方法人特別譲与税の見直しや自動車取得税廃止に伴う代替財源を確実に確保すること。

10. 償却資産に係る固定資産税の確保などの課題は、地方自治体の意見を十分尊重し、自治体の財政運営に支障がないよう必要な地方税財源を安定的に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成26年3月25日鳥取県大山町議会議長 野口 俊明。あて先は、内閣総理大臣 安倍晋三 様、内閣官房長官 菅 義偉 様、総務大臣 新藤 義孝 様、経済産業大臣 茂木 敏充 様、経済財政政策担当大臣 甘利 明 様、以上です。

○議長（野口 俊明君） これから、発議案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第1号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、発議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

---

閉会宣告

○議長（野口 俊明君） これで本定例会の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。平成 26 年第 2 回大山町議会定例会を閉会します。

---

○局長（小谷 正寿君） 互礼を行います。一同起立。礼。

---

午後 3 時 2 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 町 野口 俊明

署名議員 大原 広巳

署名議員 大杖 正彦